

令和 7 年

1 月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年） 1月14日（火） 14：50～15：30	反 訳：西 都
■場 所	和泉市役所 本館 5－A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（2名） 7 井坂 常典 10 辻林 孝幸 [事務局] 計（5名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事 務 局	それでは、ただいまから令和7年1月の農業委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友 田 会 長	皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。 （会長挨拶）
事 務 局	それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は7番井坂常典委員、10番辻林委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友 田 会 長	それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人は、5番紀之定清五郎委員さん、6番山口一美委員さんの御両名をお願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお願いいたします。 1月委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第2号とな

事 務 局	っておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書 2 ページをお願いいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第 1 号、1 番、仏並町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、畑 2 筆、面積は合わせて 3, 396 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 20.9 km、車で 39 分の距離に位置しております。 譲受人は現在、草刈り機などを保有しており、今後、耕運機及び冷蔵庫を購入予定となっており、農業従事予定日数は 300 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 なお、今回、個人が農地取得後、自身が代表を務める法人に利用集積で貸付けする予定となっております。 また、周辺地域との関係については、「農業使用方法について、十分に確認し使用を行います。」とのことです。 続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でイチゴを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 これにつきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 1 件、賃借権設定 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。 議案第 2 号、1 番、仏並町の物件について事務局から説明願います。
事 務 局	事務局の岸田でございます。

	議案書５ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑１筆、面積は２６７㎡、転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において、小作人の登載はないことを確認しております。 申請地は、水道管と下水道管が埋設された幅員４ｍ以上の道路の沿道にあって、おおむね５００ｍ以内に市立槇尾学園及び横山病院があるため、第３種農地と判断されます。 転用目的は、露天資材置場への一時転用で、被設定人は建設業を営んでおり、大阪府から請け負った国道１７０号線の交差点改良・歩道拡幅工事を円滑に行うため、工事現場に隣接した申請地を賃貸借にて借り受けて施工ヤードとして利用するほか、水路ボックス１５本、ＶＵ管５本、縁石ブロック３０本等の露天資材置場として、許可日から令和７年６月３０日までの間、利用するものです。 雨水については、隣接する水路に排水を行い、現地は表面の土を一度別の場所に移動させた後に整地を行うことで、工事完了後には、また元の土を持ってきて、耕作できる状態に復元するとのことです。 続きまして、友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容に間違いなく、借り人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） 異議なしということで、議案第２号、１番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。
事 務 局	続きまして、議案第２号、２番、上代町の物件について事務局から説明願います。 事務局の麓でございます。 議案書５ページ、２番について説明させていただきます。 物件の所在地は、上代町で、地目は、田１４筆、面積は合わせて３，３５２㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載はないことを確認しております。 申請地は、住宅、公共施設などが連たんした区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模がおおむね１０ｈａ未満のものであるため、第２種農地と判断されます。 転用目的は露天駐車場で、譲受人は運送業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の駐車場では手狭であるため、申請地を譲り受け、大型トラック２３台、中型トラック６台分の駐車場に転用するもので、現地はアスファルト舗装を行い、雨水については

	隣接側溝へ排水を行う計画となっております。 また、駐車場として利用するため、油などが流出する恐れはないが、万一本件土地から油などが排出したときは、当社で責任を持って対処する旨の文書をもってしております。 続きまして、地区担当の前川委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、水稻栽培されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲渡人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 なお、農地最適化推進委員からは、申請地の間にある里道を、従来どおり安全に通行できることを、確認する必要があるのではないかといった旨の意見がございました。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田 会長	事務局の説明が終わりました。 この件がさっきの最適化推進委員会で大変意見が出て、通行に関して責任を誰が取るんやというような形のものがございまして、一応、議案については賛成やけども、里道、水路について、このままでやっていいのか、悪いのか、というのがあるから、道路維持課と農業委員会と協議して、会社はその旨の話を再度させていただいて、それで理解が得られたら、意見をつけて許可していこうということになっております。 内容については、私と副会長で、事務局との話合いの上、了解するか、せんかというのを最終的にやっていくということで了解を得ております。 この件について、異議、意見はございませんか。 結局な、この前寄っていただいて協議した上で了解はしてるんやけども、大型車が23台も止まるんやったら、その隣接の里道を普通に通れるか、通れんか、委員の人が許可したら、その責任が誰に来るねんというようなことも含めて、再度検討してもらうという形がいいん違うかと推進委員会で意見が出た。 問題なく通行できるのか、その辺のところをきっちと文書に入れていってもらわないと困るというような話やね。 そういう方向で、農業委員会と道路維持課と話し合っ、その上で業者と話をさせていただいて、そこで了解を得られたら、農業委員会の皆さん方にも、了解いただけるかどうかということも含めて審議をしています。
西川 委員 事務局 西川 委員 事務局 飯村 委員 事務局 紀之定 委員 友田 会長 紀之定 委員	こういうのは、地域の了解とか要らないんですか。 地域の了解は要らないです。隣接の耕作者の同意と、水利の同意になります。 周囲の方の了解は取ってる。 周囲の耕作者だけ同意が必要になります。 買うんですよね。 そのとおりです。 その里道があるというのを、分かるようにはしとかなあかんの違う。 里道は触らないという内容になってる。 触らないけども、そこに里道があること、地元の者しか知らんやろうし、また付け

友田会長 紀之定委員 西辻委員 事務局	替えるのがほんまやろうけど。 触ると、物すごいお金かかるわな。そうやから、そのままにするんです。 それをやったら、駐車場の中に道路があるということで、安全言われたら。 その両側に、フェンスを張るという話はあるのか。 今の計画では、そこにはフェンスは張りません。 そこも先ほど議題に上がったんですけども、フェンスを張らないと許可できない要件に該当するのかというところですね。
飯村委員	水路は誰のものになっちゃうんですか。この■■■■さんのものになるんですか。ならないでしょう。
事務局 紀之定委員	里道、水路は触らないので■■■■さんのものにはなりません。 最終、ここに里道がありますというのを白線入れてもらうとかへんかったら、里道と水路はもう多分埋めてしまうやろう。
西辻委員	フェンスはやっとかなな、トラックをバグで入れたとき、里道にはみ出して危ないのではないか。
友田会長	農業委員会でフェンス張りというのは、言うても効力ないんか。 その辺のところは、意見は言うてもええと。だけど、絶対ということになると難しいわ。 とりあえず、この問題については農業委員会としては、そのまま農業委員会の権利のところだけずっと行きや、それでええんかという話もあるので、その辺も含めて、ここでどうするかいう話にもなる。
西辻委員 友田会長	物流会社やから、フェンス張れ言うたらフェンスぐらい張るやろう。 それもあるし、その水路の上へ鉄板敷いたら、今はしてないけどできるからな。自由に使えるから。
西辻委員	行ったり来たりできるわな。フェンスを市で張ったらよ、市のものやから触れないわな。当たったらそのときの対応は市がやるべきや。
紀之定委員	そういう意見もあつたって書いときや。
友田会長	なかなかそこはできへん。
事務局	業者からは、将来的には払下げができないかという相談はしていると伺っています。
紀之定委員	払下げできるかやな、水路はそれ使っていないと違うやろう。
事務局	付け替えも含めて相談していると伺っています。
西辻委員	取りあえずフェンスを全部張れ言うたらええ。
友田会長	ということでございます。 そういうことで御理解いただけましたでしょうか。よろしいですか。何か御意見あれば。
西辻委員 友田会長	ここで、あかん言うたらどないなるの。あかんと言うたら。 もうあかんと言うたら、それは検討せなやから。再度、別にまた新たに出してもらわないかんか。
事務局	どうやねん。その辺のところをはっきりして。 この場では、許可相当か、不許可相当かという意見をつけてもらう必要があります。その意見を府に送るので、不許可相当という意見をつけると、府は恐らく尊重は

	してくれると思いますけれども、最終的には、許可要件を満たすかどうかは許可権者が判断することになります。
友田会長	和泉市の意見に反対するということは、大阪府はそういうことはまずないと思うので、不許可相当と書いていったら、そのようになると思います。
西辻委員	皆さんどうですか。不許可にしたらどうやという意見あるんですけど。
友田会長	大きな会社やさかい、フェンス張る言うて、張ります言うたらそれでええことや。
事務局	事務局、これまでの意見を整理して。
	ちょっと要約といいますか、このままだったら周辺の耕作者の通行に支障を及ぼす可能性があるため、里道、水路沿いにフェンスを設置するのであれば、許可相当と認めますとか、そういった方向でよろしいでしょうか。
友田会長	ということは、この今の案件はどうすんねん。保留すんの。
事務局	ちゃんとフェンスを設置するという図面が出た上で許可をするといった形にしてはどうでしょうか。
友田会長	こういう意見があって不許可相当やというて大阪府に出すんけ、ここで留めとくんけ。
事務局	大阪府に、条件付きの許可相当みたいなイメージで上げていけばどうでしょうか。
西辻委員	フェンスしないとあかんと言うて、そこでしますよと言うたら、もうそれでええん違う。
	保留というのはできるんか。
事務局	標準処理期間というのがございますので、書類がそろってる状態のものを、保留にすることはできません。
西辻委員	条件つきでやったらええやん。
事務局	条件つきですぐに書類の補正をするんだったら、許可される見込みがありますよということで、府に上げてみてはいかがでしょう。
友田会長	皆さん、条件つきで、フェンスをつくっていくという話で許可するということで進みたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
	ありがとうございます。じゃ、そういう形で、条件をつけて許可するという形を取ってください。
	議案第2号、2番については条件つきで許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。
	続きまして、議案書7ページをお願いいたします。
	議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画3件を、別表のとおり定めるものといたします。
	議案第3号、1番、平井町の物件について事務局から説明願います。
事務局	議案書8ページ、1番について説明させていただきます。
	物件の所在地は、平井町で、地目は、田1筆、面積は512㎡でございます。
	貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
	また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

	続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現在、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。
事 務 局	続きまして、議案第3号、2番、小野田町の物件について事務局から報告願います。 2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、小野田町で、地目は、田2筆、面積は合わせて567㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現在、野菜を栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、2番については許可することに決定いたします。
事 務 局	続きまして、議案第3号、3番、府中町四丁目の物件について事務局から報告願います。 3番について説明させていただきます。 物件の所在地は、府中町四丁目で、地目は、田1筆、面積は879㎡でございます。

	貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の飯村委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現在、花卉栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。
	この件について、異議、意見はございませんか。
	(異議なしの声)
	ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、3番については許可することに決定いたします。
	続きまして、議案書9ページをお願いいたします。
	議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画1件を、別表のとおり要請いたします。
事務局	議案第4号、1番、仏並町の物件について事務局から説明願います。
	議案書10ページ、1番について説明させていただきます。
	物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑1筆、面積は638㎡でございます。
	貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
	また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。
	続きまして、友田吉春委員から受けました調査結果の報告をいたします。
	「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で果樹を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。
	また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。
	この件について、異議、意見はございませんか。
	(異議なしの声)
	異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。
	議案書11ページをお願いいたします。

事 務 局	議案第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、適格者証明願 1 件に関する願い出を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第 5 号、1 番、池田下町の物件について事務局から説明願います。 議案書 12 ページ、1 番について説明させていただきます。 物件は、池田下町で、地目は、田 3 筆、面積は合わせて 1, 172 m²でございます。 被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、地区担当の山口委員と現地調査を行いましたところ、野菜や果樹栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。異議なしということで、議案第 5 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、報告案件に移ります。 議案書 13 ページをお願いいたします。 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 4 件を、専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。 議案書 14 ページを御参照ください。 続きまして、議案書 15 ページをお願いいたします。 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 7 件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。 議案書 16 ページ、17 ページを御参照ください。 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 皆さん方で何か意見等ございましたら、お聞かせ願いたいと思います。御質問ございませんか。 ないようですので、本日も委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。 これにて農業委員会総会を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

	閉会時間 15時30分 上記会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	--